

様式4の3 (随意契約)

抽出事案説明書

発注機関名：港湾局

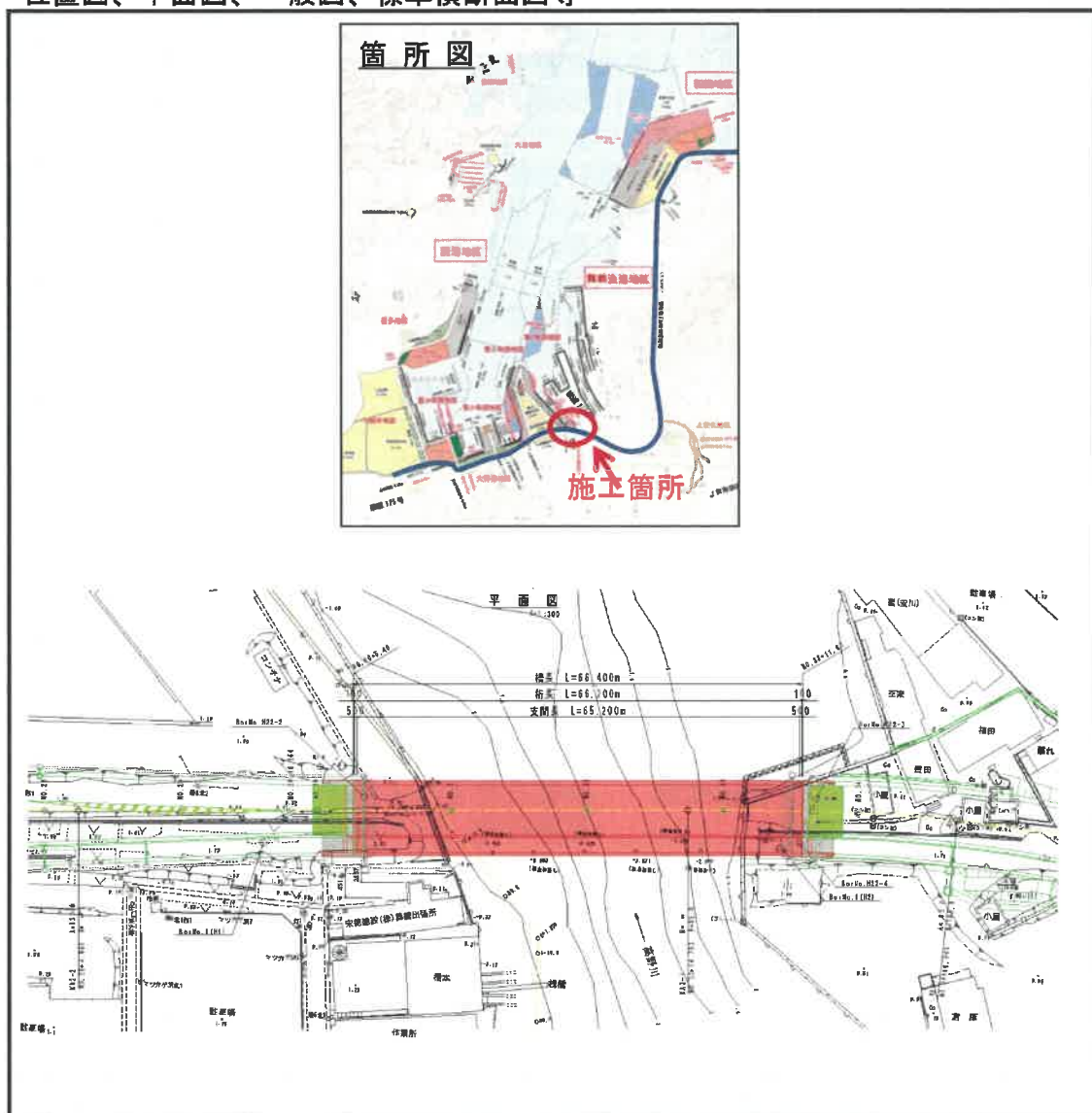
工事名	重要港湾舞鶴港港湾改修（補正）工事 重要港湾舞鶴港国庫債務負担行為港湾改修工事 管内一円港湾施設維持修繕工事
工事概要	橋梁上部架設工 L=66.4m 工場製作工 N=1式
随意契約とした理由	<p>本契約に先立ち、平成30年9月に、橋梁上部工の製作から架設までの一連の工事を当該業者と契約し(以下、「前契約」という。)、橋梁上部工の製作に着手した。しかしながら、平成31年3月に既設橋台に変位が生じていることが確認され、すぐに原因調査、対策検討を行った結果、橋台の補修が必要であることが判明した。下部工の補修期間が不確実であり径間長等に変更を生じる可能性があったため、前契約について11月に橋梁上部工の架設を廃工とし、契約範囲を仮組を含む桁製作までとして変更契約した。その後、令和3年3月に仮組を含む桁製作及び橋台の補修が完了し、径間長についても変更が生じなかったことから、継続して橋梁の架設を行うため本工事の契約を行ったものである。</p> <p>鋼橋については、設計図面をもとに受注業者において製作及び架設の一連作業を考慮して発注者の仕様に合致した製作図面を作成して桁製作が行われている。当該業者は、桁製作会社であり桁の構造に精通しており、施工の品質・安全の確保及び上部工据付に関して製作から運搬・架設までの責任の所在が明確となる唯一の会社であることから、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。</p> <p>なお、唯一性を確認するために、当該工事内容を明らかにし、本工事の他の参加者の入札意思の有無を確認する参加意思確認公募手続きを実施した結果、参加を希望するものが存在しなかった。</p>
契約経過	<p>見積依頼 令和3年4月13日 依頼者数 1者</p> <p>見積徴取 令和3年4月14日 見積者数 1者</p> <p>予定価格 343,596,000円(税込) (採用率) 100%</p>
契約業者名	川田工業株式会社大阪支店
契約金額	343,596,000円(税込)

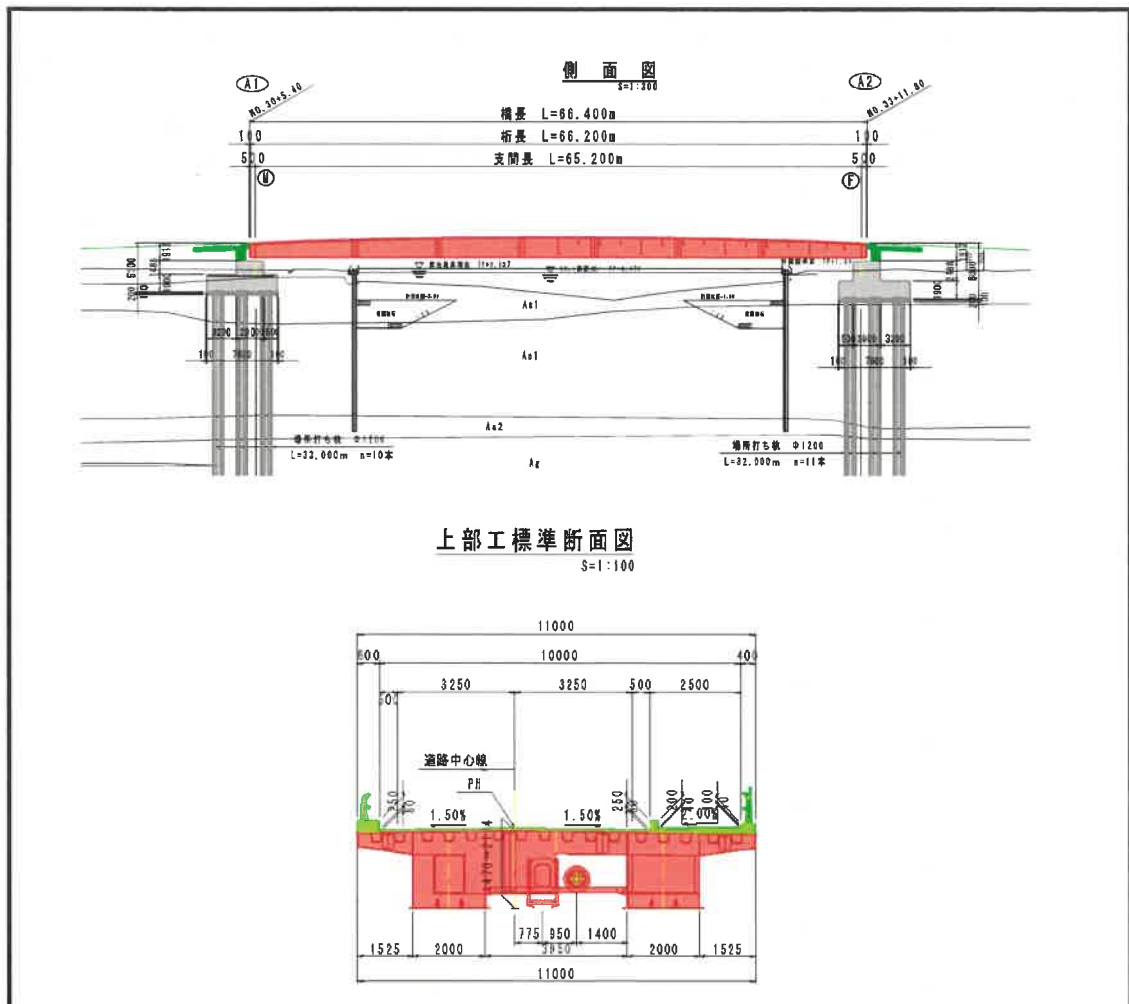
工事概要説明資料

1 工事概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 工事名 | 重要港湾舞鶴港 港湾改修(補正)工事
重要港湾舞鶴港 国庫債務負担行為港湾改修工事
管内一円 港湾施設維持修繕工事 |
| (2) 工事番号 | 港2港改修(補正)第6500号の1の1
港3国債港改修第6500号の1の1
港3港施修第6599号の1の1 |
| (3) 工事場所 | 舞鶴市字松陰～魚屋地内 |
| (4) 工事概要 | 橋梁上部架設工 N=66.4m
工場製作工 N=1599号の1の1 |
| (5) 工期 | 令和 3年 4月22日～令和 4年 7月 5日(予定) |

2 位置図、平面図、一般図、標準横断面図等





3 着工前、現況、完成後等の写真



参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認申請書の提出を求める公示

この公示は、重要港湾舞鶴港 港湾改修（補正）工事他の実施を希望し、下記の応募要件を満たす者の有無を確認するために、参加意思確認申請書の提出を招請するものである。

公募の結果、以下の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定者との随意契約手続きに移行するものとする。また、応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定者と当該応募者による競争入札に移行するものとする。

なお、本工事が競争入札に移行した場合は、「低入札価格調査制度」を適用し、京都府電子入札システムに電子入札対象案件とする。

令和3年4月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 工事内容

- (1) 工事名 重要港湾舞鶴港 港湾改修（補正）工事
重要港湾舞鶴港 国庫債務負担行為港湾改修工事
管内一円 港湾施設維持修繕工事
- (2) 工事番号 港2港改修（補正）第6500号の1の1
港3国債港改修第6500号の1の1
港3港施維修第6599号の1の1
- (3) 工事場所 舞鶴市字松陰～魚屋地内
- (4) 工事概要 延長 L=66.4m
橋梁上部架設工 66.4m
工場製作工 一式
- (5) 工事期間 契約日又は契約日の翌日から440日間

2 工事の目的

本工事は、物流の円滑化を目的とした臨港道路の新築に伴う橋梁上部工の架設工事であり、橋梁工事中に橋台が変位し工事中止及び廃工を余儀なくされた工事の継続工事である。

3 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒624-0945 舞鶴市字喜多1105-1 舞鶴21ビル7階
京都府港湾局港湾企画課調整係
電話番号 (0773) 75-0192
ファクシミリ番号 (0773) 75-4375

4 応募要件

許可の種類	鋼構造物工事業に係る特定建設業の許可
認定業種	鋼構造物工事
認定等級	資格有り
総合点	1,000点以上
経営事項審査数値	
経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営事項審査のうち、平成31年4月1日から令和2年10月31日までを審査基準日とし、	

令和2年10月31日までに通知されている最新のもの。)における「鋼橋上部工事」の年平均完成工事高があり、総合評定値が1,000点以上の者であること。

施工実績

国、地方公共団体、地方公社、地方独立行政法人又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する法人（以下「国、地方公共団体等」という。）が発注する工事で、平成18年度以降に完工した①鋼床版箱桁橋工事の元請②送出し工法による架設工事の元請（元請とは、単体で受注したもの又は共同企業体で受注したもので出資比率が1を出資者数で除した割合の60パーセント以上のものに限る。以下同じ。）としての実績を有する者であること。

配置予定技術者

監理技術者又は主任技術者として、「鋼構造物工事」に係る監理技術者資格又は主任技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を専任で配置できる者であること。なお、工場製作のみが稼働する期間内は専任を要しない。

また、工場製作のみが稼働する期間内において、工場製作に配置する技術者は、工事現場に配置する技術者と同一である必要はない。

配置する技術者は、国、地方公共団体等が発注する工事で、参加意思確認申請の日までに完工した鋼橋上部工架設工事の元請の監理技術者又は主任技術者若しくは担当技術者として従事した経験を有すること。

ただし、工事現場にのみ従事した経験は、工場製作に配置する技術者の経験として認めず、工場製作にのみ従事した経験は、工事現場に配置する技術者の経験として認めない。

その他

鋼橋を製作する自社工場を所有していること。
下記（1）から（7）のとおり

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 10に示す参加意思確認申請時の提出書類（以下「申請書等」という。）の提出期間の最終日から契約日までの期間において、府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置（以下「指名停止措置」という。）がなされていないこと。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する経営事項審査について、申請書等の提出の時点において有効な結果通知を受けている者であること。
- (4) 上表における許可の種類とは、建設業法第3条の規定による建設業の許可の種類をいう。
- (5) 上表における認定業種、認定等級及び総合点とは、令和3年度京都府建設工事競争入札参加資格の審査結果通知書（令和3年4月1日付け3指第100号）における工事の種類、等級及び総合点をいう。
- (6) 上表における施工実績については、当該法人又は個人が元請として施工した実績でなければならない。
- (7) 上表における配置予定技術者については、当該法人又は個人が直接雇用する技術者でなければならない

5 特定者の所在地、商号又は名称
富山県南砺市苗島4610番地
川田工業株式会社

6 特定者との契約予定価格
343,596,000円（税込み）

7 手続のスケジュール

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限 等	手 続 の 方 法 等
-------	-------------------	-------------

公募説明書*の配布期間	令和 3年 4月 1日(木)午前 9時から 令和 3年 4月 9日(金)午後 5時まで	8のとおり
申請書等の受付	令和 3年 4月12日(月)午前 9時から 令和 3年 4月13日(火)午後 5時まで	9、10のとおり
質問書の受付	令和 3年 4月 1日(木)午前 9時から 令和 3年 4月 9日(金)午後 5時まで	11のとおり
回答書の閲覧	令和 3年 4月12日(月)	11のとおり

※参加意思確認公募手続に関する説明書（以下「公募説明書」という。）

8 公募説明書の入手方法

7に示す配布期間（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）に、3の契約条項を示す場所へ問い合わせの上、入手すること。

なお、公募説明書は、有償で配布する。

9 申請書等の審査

本工事に参加を希望する者は、申請書等を提出し、応募要件の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出方法

7に示す受付期間内（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）に、申請書等を3の契約条項を示す場所に持参又は郵送（申請書の受付期間内に必着させるとともに、書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る）すること。

(2) その他

ア 申請書等の作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 申請書等はA4版で作成し、1部提出すること。

ウ 提出された書類は、本府において無断使用することはない。

エ 虚偽の記載をした者は、本工事への参加を認めないとともに、指名停止措置を行うことがある。

10 参加意思確認申請時の提出書類

(1) 参加意思確認申請書（別記様式1）

(2) 応募要件確認資料

ア 同種工事の施工実績調書（別記様式2）

応募要件を満足していることを判断できる同種工事の施工実績を少なくとも1件、別記様式2に記載すること。

イ 配置予定技術者調書（別記様式3）

応募要件を満足していることを判断できる配置予定技術者の資格及び工事の経験を別記様式3に記載すること。この場合において、配置予定技術者として、参加意思確認申請時に配置予定者が特定できない場合には、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、すべての候補者について条件を満足していなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとする。なお、工場製作のみが稼働する期間内は専任を要しない。

また、配置予定技術者に求める恒常的な雇用関係とは、参加意思確認申請の日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

直接的恒常的な雇用関係を証明するものとして健康保険被保険者証の写しを提出する際には、保険者番号及び被保険者等記号・番号等をマスク（黒く塗りつぶすなどして、保険者番号及び被保険者等記号・番号等が復元できない状態にすること）

した上で、提出すること。

ウ 確認資料

アの同種工事の施工実績及びイの配置予定技術者の経験として記載した工事に係る契約書の写し及び当該工事の規模等の設計条件が判明できる最小限の図書等の写しを提出すること。

また、イについては、上記に加えて、配置予定技術者の応募要件を証明するものの写し、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写し及び配置予定技術者の経験として記載した工事に従事したことを判明する図書の写しを提出すること。

なお、(財)日本建設情報総合センターの運営する実績情報システム(CORINS)における「工事カルテ受領書」については、当該実績及び経験を証明する資料としては当面の間、取り扱わない。

(3) 業態調書(別記様式4)

単体の建設業者又は官公需適格組合の代表者を役員等とする組合員で次のアからオまでのいずれかに該当する者がある場合、その者を別記様式4に記載すること。なお、該当する者がいない場合、別記様式4の提出は不要とする。

ア 親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社(会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)の関係にある者

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある者

ウ 一方の会社の役員(個人事業主及び組合の役員を含む。以下同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている者

エ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法(平成14年法律第154号)第67条第1項又は民事再生法(平成11年法律第225号)第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者

オ その他アからエと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者

(4) その他

中小企業庁(各経済産業局)が証明する官公需適格組合が入札参加資格確認申請を行う場合にあつては、当該組合は各組合員が単独で本入札に参加しない旨の誓約書を提出すること。

11 申請書等、応募要件及び公募説明書に関する質問回答

(1) 質問については、別記様式に記入し、7に示す期限までに、ファクシミリで3の契約条項を示す場所へ提出すること。(郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。)

(2) 回答については、申請書等及び応募要件に関する質問にあつては速やかに、公募説明書に関する質問にあつては7に示す日に3の契約条項を示す場所で閲覧する。

12 審査結果の通知

申請書等を受け付けた後、審査結果について電話及び書面にて通知する。また、応募要件を満たさなかった者には、要件を満たさない旨及び理由を、電話及び書面にて通知するものとする。(別記様式5、6)

13 応募要件を満たさないと認められた者に対する理由の説明

応募要件を満たさないと認められた者は、本府に対して、応募要件を満たさないと認めた理由(欠格理由)について、任意の様式による書面を、通知を受けた日の翌日から起算して5日(閉庁日を含まない。)を経過する日まで(午前9時から午後5時まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。))に持参した場合に限り、説明を求めることができる。(郵送又は電送によるものは受け付けない。)

なお、説明を求められた場合は、書面を受理した日の翌日から起算して5日(閉庁日

を含まない。) 以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

14 契約者の決定方法

- (1) 応募要件を満たす者がいると認められる場合においては、特定者及び応募要件を満たす者による、指名競争入札により契約の相手方を決定するものとする。
- (2) 次のいずれかに該当する場合においては、地方自治法施行令第167条の2の規定により、特定者との随意契約手続に移行するものとする。なお、申請書等の内容に虚偽が判明した場合は、応募要件を満たさないものとして取り扱う。
 - ア 申請書等の提出者がいない場合
 - イ 審査の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合
 - ウ 応募要件を満たしている者が、審査結果の通知後、契約を締結する前に、応募要件を満たさないこととなり、応募要件を満たす者がいないこととなった場合
 - エ 申請書等を提出している者が申請を取り下げ、申請書等を提出している者がいないこととなった場合
 - オ 応募要件を満たしている者が、審査結果の通知後に入札又は見積りを辞退し、入札又は見積りをする者がいない場合

15 指名競争入札に移行し入札を実施した場合の落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号）第145条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、本入札は低入札価格調査制度を適用するため、調査基準価格未満の入札がある場合は、調査の結果、以下の（1）及び（2）を満足する者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

（1）入札価格が予定価格の制限の範囲内の価格であること。

（2）契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められないこと。

なお、低入札調査に伴い開札後落札決定を保留する場合において、保留期間中に指名停止措置を受けた者の行った入札は無効とする。

16 支払条件

(1) 前払金

ア 各年度の出来高予定額の4割以内の金額を前払する。ただし、指名競争入札に移行し入札を実施した場合、調査基準価格未満で契約する工事においては、各年度の出来高予定額の2割以内の金額を前払する。

イ 各会計年度前金払を行う。

(2) 中間前払金

「京都府公共工事中間前金払制度事務取扱要領」に従い、各年度の出来高予定額の2割以内の金額を中間前払金として支払う。

(3) 部分払

各年度の出来高予定額が100万円以上1,000万円未満の場合は1回、1,000万円以上3,000万円未満の場合は2回、3,000万円以上の場合は3回を限度として部分払する。

(4) 中間前金払と部分払の選択

「京都府公共工事中間前金払制度事務取扱要領」に定めるところによる。

17 その他

(1) 令和2・3年度指名競争入札参加資格審査申請において官公需適格組合証明書の写し及び組合員名簿を提出していない事業協同組合並びに令和2年度に組合員名簿を提出していない官公需適格組合は、申請書等を提出することができない。

なお、官公需適格組合と組合員とが重複して申請書等を提出した場合にあっては、当該組合と当該組合員の双方に対して、応募要件を満たさない者として取り扱う。

また、申請書等の提出時に、有効な組合員名簿を提出していない組合員に対しては、

応募要件を満たさない者として取り扱う。

- (2) 当該工事に参加を希望する者は、本公示文、公募説明書及び契約書を熟読し、申請書等を作成すること。
- (3) 指名競争入札に移行し、入札を実施する場合において、契約を締結するまでに落札者が指名停止措置等に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。
- (4) 契約予定価格以下で応札できない場合は、申請書等を提出することができない。
- (5) 調査基準価格を下回った入札を行った旨の連絡を3の契約に関する事務を担当する組織から受けた者は、低入札調査に協力すること。
また、契約締結後においても検査時その他の時に、低入札調査における提出資料の適正な履行を確認する資料の提出を求めることがあるので協力すること。
- (6) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
また、技術者の配置については、京都府ホームページに掲載されている「建設工事と技術者の配置について」を遵守すること。
建設業法施行令（昭和31年政令第273号）に規定する、専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする工事の場合は、技術者を専任配置すること。
ただし、低入札工事においては、監理技術者又は主任技術者に加え、応募要件を満足する技術者（以下「補助技術者」という。）を1名配置すること。補助技術者は、配置予定技術者調書に記載されている技術者である必要はない。
なお、低入札工事において配置予定技術者は建設業法施行令第27条の第2項に該当する場合であっても他工事と兼任することはできず、補助技術者は現場代理人と兼任することはできない。
- (7) (5)への非協力（提出資料不受理を含む。）及び(6)の遵守違反が確認された場合においては、指名停止措置を行うことがある。
- (8) 資本関係・人的関係等のある会社等は、14(1)による指名競争入札に同時に参加することができない。なお、詳細は京都府ホームページに掲載されている「資本関係、人的関係等のある会社の同一入札への参加制限について」のとおりとする。
- (9) 14(1)による指名競争入札において、(8)に該当する入札に参加することのできない親子会社等の関係を有する二者以上の者が確認された場合、該当する全ての者の入札を無効とする。ただし、そのうちの一者が入札をするまでにその者を除く全ての者が入札を辞退した場合は、この限りではない。
- (10) その他、指名競争入札に移行し入札を実施する場合の手続等については審査結果の通知後、特定者及び応募要件を満たす者に対して別途通知する。

見積結果報告書

施行番号 503-69-0001

工事番号	港2港改修(補正)第6500号の1の1 港3国債港改修第6500号の1の1 港3港施維持第6599号の1の1				
工事名	重要港湾舞鶴港 港湾改修(補正)工事 重要港湾舞鶴港 国庫債務負担行為港湾改修工事 管内一円 港湾施設維持修繕工事				
工事場所	舞鶴市字松陰～魚屋地内				
	予定価格	最低制限価格	工事期間	着工 契約日又は契約日の翌日 完成 440日間	
(税込み)	343,596,000				
入札書比較価格	312,360,000				
<p>上記の工事について、下記のとおり見積を執行しましたので、その結果を報告します。</p> <p>令和 3年 4月 14日</p> <p>京都府知事様</p> <p>港湾局副局長 井上 久司</p>					
入札場所	京都府港湾局港湾企画課		日時	令和 3年 4月 14日	
第 1 回 (見積)		第 2 回 (見積)		見 積 人 氏 名	摘 要
順位	金 額	順位	金 額		
1	312,360,000			川田工業(株)大阪支社 大阪支社長 (富山県南砺市) 星谷 光信	採用 採用決定金額: ¥343,596,000-

※上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)が会計法上の落札金額である。

1 指 第 3 6 2 号
平成 2 1 年 6 月 1 0 日

部 内 各 課 長 }
部 内 公 所 長 } 様

建 設 交 通 部 長

建設交通部参加意思確認公募手続試行要綱の制定について（通知）

建設交通部が発注する建設工事において、「地方自治法施行令」（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号に規定する随意契約による場合、当該業務内容を明らかにし、他の参加者の入札参加意思の有無を公募により確認する「参加意思確認公募手続」を試行することとし、下記のとおり試行要綱を定めましたので通知します。

記

建設交通部参加意思確認公募手続試行要綱 （別紙1）

担当	指導検査課調整担当
電話	(075)414-5225

建設交通部参加意思確認公募手続試行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都府建設交通部が発注する建設工事（以下「建設工事」という。）において、当該工事を唯一施工し得ると考える者（以下「特定者」という。）と随意契約をしようとする場合、その唯一性を確認するために、当該業務内容を明らかにし、他の参加者の入札参加意思の有無を公募により確認する参加意思確認公募手続（以下「公募手続」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 公募手続の対象となる建設工事は、「地方自治法施行令」(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号に規定する随意契約の対象と考える建設工事のうち、客観的かつ具体的に唯一性を確認する必要があると認められる場合に適用するものとする。

(特定者の選定)

第3条 この公募手続を実施するに際し、本庁において対象工事を所掌する課長（以下「事業主管課長」という。）は、部長の承認を経て特定者を予め選定するものとする。

(特定者の要件)

第4条 この公募手続における特定者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 同令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 京都府建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、対象工事に対応する資格区分業種について資格を有するものであること。
- (3) 府の指名停止を受けていない者であること。

2 前項に掲げるもののほか、特定者は、次に掲げる事項について対象工事ごとに事業主管課長が指定する要件を満たさなければならない。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する建設業の許可に関する事項
- (2) 対象工事に係る技術者の配置に関する事項
- (3) 同法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の結果に関する事項
- (4) 対象工事と同種の工事の施工実績に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施工に当たり事業主管課長が必要と認める事項

3 前項に規定する要件は、建設交通部入札参加資格・指名選考委員会（以下「選考委員会」という。）の議を経て、指定するものとする。

(予定価格)

第5条 特定者との契約予定価格は、部長の承認を経て事業主管課長が定めるものとする。競争入札に付する場合の予定価格は、契約予定価格とする。

(特定者に対する通知)

第6条 第8条の公示に先立ち、対象工事を発注する機関の長（以下「発注機関の長」という。）は、特定者に対し、次に掲げる事項を書面にて通知するものとする。

- (1) 工事名
- (2) 公示日
- (3) 特定者として選定していること
- (4) 契約予定価格
- (5) 特定者の所在地、商号又は名称

2 特定者は、発注機関の長に対し書面により前項の通知に関する異議申し立てができるが、その期間

は通知を受けた日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）とする。

- 3 発注機関の長は、前項の申し立てがなされた場合においては、申し立てができる最終日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に書面により回答するものとする。

（参加意思確認申請）

第7条 事業主管課長は、特定者を除く当該工事への参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）の有無を確認するため、当該工事への参加希望者を公募により募集し、さらに参加希望者に当該工事への参加を希望することを確認する書類及び当該工事を施工するのに必要な要件を満足することを確認するための書類（以下「申請書」という。）を求めるものとする。

（公示）

第8条 事業主管課長は、公募手続を実施しようとする場合においては、次に定める事項を含む公示を行うものとする。

- (1) 工事名、工事概要及び工期
- (2) 工事の目的
- (3) 第4条に定める応募要件
- (4) 特定者の所在地、商号又は名称
- (5) 特定者との契約予定価格
- (6) 特定者を除く当該工事への参加を希望する者の有無を確認するための公募であること。
- (7) 公募手続に関する説明書（以下「説明書」という。）の交付期間、交付場所及び交付方法
- (8) 発注機関の名称
- (9) 申請書の提出期限、提出場所及び提出方法
- (10) (3)の応募要件を満たすと認められる者がいない場合においては、特定者との随意契約手続に移行すること。
- (11) (3)の応募要件を満たすと認められる者がいる場合においては、特定者と当該応募者による競争入札となること。
- (12) その他、事業主管課長が必要と認める事項
- (13) 当該工事に対応する業種及び同法第27条の23の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の審査基準日

（申請書の提出）

第9条 参加希望者は、所定の期限までに、説明書に基づき作成した申請書を発注機関の長に提出しなければならない。

- 2 申請書の提出期限は、原則として公示日の翌日から起算して10日間（休日を除く。）とする。
- 3 申請書の提出は、持参、又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法）によるものとする。電送等によるものは受け付けない。

（説明書の交付）

第10条 説明書の交付は、発注機関の長が行うものとする。交付期間は公示日から申請書の提出期限日の3日前（休日を除く。）までとする。

- 2 説明書には、次に定める事項を記載するものとする。
 - (1) 工事の詳細な説明
 - (2) 申請書の作成及び提出に関する事項
 - (3) 申請書の取扱い
 - (4) 説明書に対する質問受付期間、質問受付先、質問及び回答方法
 - (5) その他、発注機関の長が必要と定める事項

（説明書に対する質問）

第11条 説明書に対する質問書の提出があった場合においては、その質問に対する回答書を掲示により周知するものとする。

2 質問書の受付期間は、申請書の提出期限日の3日前（休日を除く。）までとする。

3 質問書の受付先は、発注機関とする。

4 質問書の提出は、書面によるものとする。

質問に対する回答書は、申請書の提出期限日の前日（休日を除く。）までに、発注機関にて掲示する。

（申請書の審査）

第12条 参加希望者より申請書が提出された場合においては、選考委員会において、参加希望者が第4条で定める応募要件を満たすかについて審査を行うものとする。

また、発注機関の長は、必要に応じ参加希望者に対して、応募要件について審査するためにヒアリングを実施することができるものとする。

（審査結果の通知）

第13条 発注機関の長は、前条の審査結果を参加希望者に対して、電話及び書面にて通知する。また、応募要件を満たさなかった者には、要件を満たさない旨及び理由を、電話及び書面により通知するものとする。

（応募要件を満たさなかった者に対する理由説明）

第14条 応募要件を満たさなかった者は、発注機関の長に対し書面によりその理由について説明を求めることができるが、その期間は前条の通知を受けた日の翌日から起算して5日間（休日を除く。）とする。

2 発注機関の長は、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められた場合においては、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に書面により回答するものとする。

3 事業主管課長は、前項の内容を選考委員会に報告するものとする。

（契約者決定方法）

第15条 事業主管課長は、応募要件を満たす者がいると認められる場合においては、特定者及び応募要件を満たす者による、指名競争入札により契約の相手方を決定するものとする。

2 事業主管課長は、次のいずれかに該当する場合には、同令第167条の2の規定により、特定者と随意契約手続に移行するものとする。

(1) 申請書の提出者がいない場合

(2) 審査の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合

(3) 提出された申請書の内容に虚偽が判明した場合

(4) 応募要件を満たしている者が、審査結果の通知後、契約を締結する前に、第4条の要件を満たさないこととなった場合

(5) 申請書を提出している者が、申請を取り下げた場合

(6) 応募要件を満たしている者が、第13条の通知後に入札又は見積りを辞退した場合

（その他）

第16条 本要綱に定めのない事項は、競争入札に関する諸規程及び京都府随意契約ガイドラインの例によるものとする。

附 則

この要綱は平成21年6月10日から施行する。

参加意思確認公募手続対象工事選定フロー

